



APO_社労士通信

退職後の社会保険はどうなる？

会社を退職した後次の就職までしばらく間がある、といった場合でも、何かしらの社会保険の制度に加入していなければなりません。それでは、どのような選択肢があり、どのように手続をしたらよいのでしょうか。

◆ 健康保険

1. 任意継続被保険者となる

- ①手続 継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある場合、在職時に会社が加入していた健康保険組合／協会けんぽの任意継続被保険者となることができます。退職の日の翌日から20日以内に、健保組合／協会けんぽにて、ご自身で任意継続被保険者加入の手続をします。協会けんぽでの手続は、当分の間社会保険事務所でも可能です。資格喪失後2年間は加入できますが、その後は国民健康保険等の制度に加入しなければなりません。
- ②保険料 退職時の標準報酬月額と、健保組合／協会けんぽの全被保険者の平均標準報酬のいずれか低いほうの標準報酬の保険料となります。ただし、会社負担分を含めた金額の保険料となります。協会けんぽの場合、保険料上限は現在月額26,124円（介護保険の対象外の方は22,960円）です。納付期限までに保険料を納付しないと、正当な理由がない限り、自動的に資格喪失となります。

2. 国民健康保険に加入

- ①手続 住所地の市区町村役所にて、加入手続をします。加入手続の際には、市区町村により退職を証明する書類の提示を求められることがあります。また、扶養されているご家族も全員手続をします。
- ②保険料 保険料は住民税額をもとに市区町村ごとに計算式が定められています。現在東京23区の場合、上限は年間約680,000円となっています。固定資産の所有による加算金額等もある市区町村もありますのでご注意ください。

3. ご家族の被扶養者となる

- ①手続 ご家族の被扶養者として、当該家族の方の健康保険組合／協会けんぽへ加入します。本人の収入金額が将来に向けて130万円未満（退職後1年間の予定年収）で被保険者の年収の1/2未満であること等の要件があります。又、原則として待機期間、給付制限期間を除き失業給付受給中は加入できません。
- ②保険料 保険料は徴収されません。

◆ 年金

- ①手続 住所地の市区町村役所にて国民年金第1号被保険者への変更手続をします。扶養されていた妻は第3号被保険者ではなくなるので、同様に第1号被保険者への変更手続が必要です。
- ②保険料 平成20年度は月額14,410円です。第3号被保険者であった妻が第1号被保険者になった場合は、妻も同額の保険料の納付が必要です。

◆ 雇用保険

注意！

- ①手続 住所地のハローワークに離職票1及び2、雇用保険被保険者証、求職申込書、印鑑等を持参し求職の申込みをします。
- ②給付 求職の申込み後、待機期間が完了したら失業給付基本手当支給の対象となります。その後4週間に1回ハローワークが指定した日に来所し、失業の認定を受けます。勤務年数にもよりますが会社都合の場合には最高330日分、自己都合の場合最高150日分の支給を振込みにより受けることができます。基本手当日額の上限は年齢により異なり6,330円から7,730円（21年7月末日まで）となっています。



知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第8回 36協定

労働基準法は、休憩時間を除き1週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならないと規定し、違反に対しては6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則を設けて遵守を促しています。労働時間の限度枠を超えて労働させるには、当該事業場の過半数で組織する労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者と書面による協定を締結し、労働基準監督署へ届出しなければなりません。この労使協定の締結届出等の手続は労働基準法第36条に定められていることから、通常「36(サブ)協定」と呼ばれています。

36協定により延長できる限度時間は、「時間外労働の限度に関する基準」という厚生労働大臣の告示により、1週15時間、1箇月45時間、1年360時間までと定められています。しかしこの限度時間内では納まらないケースも多々あるので、更に限度時間を超えて労働時間を延長する場合には、延長しなければならない**特別の事情**や手続方法、特別延長時間等を定めた「特別条項付36協定」を締結し届出することになります。特別の事情は臨時的なものに限られますが、延長できる時間の長さには制限はありません。しかし、長時間労働や過重労働による脳心臓疾患や精神疾患の発症が懸念されており、東京労働局では「特別条項付36協定」を提出した企業には自主点検を行なわせています。労働者の心身の健康を守ることは、労働契約に付随する「使用者の安全配慮義務」であることは判例上確定しているといえるものですので、この機会に労働時間管理の方法や長時間労働の抑制に向けた取り組み方を検討されては如何でしょうか？

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>